平成２７年（フ）第３０３号
広島市中区西平塚町９番４－301号
債務者　お食事処華の家こと　中尾　惠子（旧姓道平）
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端野　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５１号
熊本市南区御幸笛田７丁目８番31号
債務者　日添　貴史
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　恭令
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
宮崎県延岡市昭和町１丁目７番地１　藤荘アパート５
債務者　平田　博子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第３１号
宮崎県延岡市野地町６丁目2060番地２
債務者　藤本　真尚
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金丸　由宇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第３３号
宮崎県延岡市野地町６丁目2060番地２
債務者　藤本　　真
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金丸　由宇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第９４号
兵庫県明石市西明石南町２丁目19番11号　プリメゾン西明石802号、前住所兵庫県加古川市東神吉町升田1706番地
債務者　若林　幸吉
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　大貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
兵庫県加古川市野口町二屋284番地の１
債務者　宮本　明光
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１９号
兵庫県養父市大屋町筏字天谷845番地、住民票上の住所兵庫県養父市大屋町筏520番地３
債務者　本田　茂一
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
岡山県玉野市長尾586番地、旧住所岡山県玉野市田井４丁目34番９号
債務者　西崎　康浩
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　頓宮　尚公
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１号
広島県安芸高田市吉田町吉田3666番地吉田総合病院、住民票上の住所広島県安芸高田市向原町長田2126番地２
債務者　望月　光博
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
広島地方裁判所三次支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６８６号
福岡市博多区金の隈１丁目28番48号
債務者　濱﨑壽美子
法定代理人成年後見人　首藤　和実
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０１４号
大阪府寝屋川市木田町24番22号
債務者　池田　聖崇
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１０８号
大阪府枚方市招提南町３丁目12番20－404号、前住所大阪府枚方市長尾元町７丁目71番46号
債務者　梶浦清美こと　辛　　福寿
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１６６号
大阪市西淀川区野里１丁目７番11号　マイキャッスル401号室
債務者　萬代　　博
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１７６号
大阪市平野区平野西５丁目６番26号　片岡マンションⅢ301
債務者　菊地美智子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１８７号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番３－104号
債務者　大石　雅子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１９３号
大阪府寝屋川市仁和寺町27番20号
債務者　竹迫　恵美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部